

こ 成 環 第 49 号
社 援 発 0219 第 4 号
令 和 7 年 2 月 19 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について

令和5年の地方分権提案を契機とした同年12月の閣議決定において、「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされ、令和6年12月に『民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会』において議論の整理が行われた。

これを踏まえ、「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発第0223第2号本職通知）を別添新旧対照表のとおり改正し、令和7年2月19日から適用することとしたので通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。